# 「福祉サービス第三者評価」のご案内

# ~ 事業所の定期健診として ~

広島県福祉サービス第三者評価推進委員会 [〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2] [TEL (082) 254-3411 FAX (082) 252-2133]

[E-mail: suishin@hiroshima-fukushi.net]

### 福祉サービス第三者評価

「福祉サービス第三者評価」は、福祉サービスを提供する事業所が、自らのサービスの質の向上を目的として、第三者からの評価を受けるものです。

事業所のランク付けや、できていないことを指摘するものではありません。

「第三者評価」の取り組みは、管理者・職員全員で行う「自己評価」を基本とし、事業所で働くすべての職員が、自己評価によって明らかになった目標や課題を共有することから始まります。この「自己評価」を基本に、公正・中立な第三者が、専門的かつ客観的な立場から評価します。評価をより有効に活用するには、評価の結果を振り返ると同時に、評価作業の過程が重要です。管理者、職員全員で「評価を行う意味」を共有して、「意味のある評価」につなげていきましょう。

#### 【サービスの質の向上】

経営環境や利用者の意識の変化に伴い、福祉サービス等の経営者には、提供する福祉サービスの 質を向上させることが強く求められています。

福祉サービス第三者評価は、客観的・専門的な評価を受けることで、事業者自らが個々の抱える課題を具体的に把握し、サービスの質の向上へ向けて取り組むための支援です。

#### 【利用者への情報提供】

評価結果を公表することで、利用者が自分のニーズに適した事業者を選択する際の有効な情報となります。

## 広島県内の福祉サービス第三者評価機関

- 広島県福祉サービス第三者評価推進委員会認証機関 : 平成30年度現在 -

▮ 一般社団法人 広島県シルバーサービス振興会

広島市南区皆実町 1-6-29

2 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会

広島市南区比治山本町 12-2

**3** 公益社団法人 広島県社会福祉士会 広島市南区比治山本町 12-2

**4** 一般社団法人 社会福祉事業評価機構 広島市西区南観音 8-5-26 北山ビル 2 階

5 特定非営利活動法人 あしすと

福山市平成台 31-34

**₹ 082-254-969** 

E-mail: peqqu001@hiroshima-silver.or.jp

**78** 082-254-3437

E-mail: hyouka@hiroshima-fukushi.net

**8** 082-254-3019

E-mail: office@hacsw.jp

**78** 082-232-3733

E-mail: sfg. hyouka@gmail. com

**8** 084-959-3215

E-mail: assist@extra.ocn.ne.jp

※ 各機関の詳細情報はWAM ネットでご確認ください。

# 第三者評価の流れ

~受審申込みから結果公表までの標準的な流れ~



#### 福祉施設•事業所(事業者)

- 評価機関についての情報収集
- ●複数の評価機関を選定・比較し、評価 機関を決定する
- ●契約内容に関する同意と契約

#### 第三者評価機関

- ●事業者に対し、評価実施方法や費用、 スケジュールなどを説明する
- ●事業者の同意を得たうえで契約する

#### 契約の締結

- スケジュールなどの調整
- ●自己評価の実施、提出 ★
- ●必要書類の提出
- 利用者調査実施への協力

#### 事前準備

- 必要書類等の準備
- ●福祉施設・事業所見学への対応
- ●事業者インタビューへの対応

- スケジュールなどの調整
- ●事業者からの提出書類による事前分析
- ●自己評価の確認・分析
- ●利用者調査の実施

#### 事前分析

- ●福祉施設・事業所の見学
- ●事業者インタビュー(聴き取り)
- ●書類確認

#### 等

#### 訪問調査

- ●事業者コメントの記入
- ●評価結果公表に関する同意

- ●評価調査者の合議による評価結果の 取りまとめ
- ●必要に応じ、事業者との調整と確認
- ●事業者への評価結果の報告
- ●評価結果の公表に関する事業者への説明

#### 評価結果の取りまとめ

●ホームページ等での評価結果の公表

- ●都道府県推進組織への評価結果の報告
- ●評価結果の公表

#### 評価結果の公表 ★ 🛨



#### 都道府県推進組織ホームページあるいはWAM NET\*において評価結果を公開

※上記は、標準的なフローを示したものであり、受審にあたっては、都道府県推進組織や評価機関に確認してください。



福祉施設・事業所による評価結果の有効活用